

生駒市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第11条の3第1項の規定に基づき、本市における高齢者や障がい者等消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止（以下「消費者被害防止等」という）を図るため、高齢者等に関わる関係機関相互の連携を強化し、消費者被害の現状や課題等についての情報を共有し、実効的で持続可能な見守り活動を推進することを目的として生駒市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の消費者被害防止等に関すること。
- (2) 消費者安全の確保に係る取組の検討及び実施に関すること。
- (3) 構成機関の相互の連携及び消費者被害防止等の取り組みにおいて把握した個別案件の情報共有に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に当たり、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関及び団体をもって構成する。（以下構成機関等という。）

- (1) 生駒市消費生活センター
- (2) 奈良弁護士会
- (3) 生駒警察署
- (4) 生駒市民生・児童委員連合会
- (5) 生駒市内に存する介護サービス事業者
- (6) 生駒市重層的支援会議設置要綱（令和5年4月1日施行）第3条に規定する関係機関
- (7) 高齢者等見守り協力事業者登録制度実施要綱（平成30年12月1日施行）

第2条に規定する協力事業者等

(8) その他市長が必要と認める機関及び団体

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、生駒市消費生活センター所長を、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、第1条に規定する目的を達するため、状況に応じ、構成機関等がその所属する者のうちから選出した者の全部又は一部を指名し招集した者による会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成機関等に所属する者ではない者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 協議会の事務に従事する者は、法第11条の5の規定により、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生駒市消費生活センターにおいて行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。